

主 治 医 様

学校 (園)

学年 組・氏名

生年月日 年 月 日 生

上記の者について、感染のおそれがないと認められましたら、証明をお願いいたします。

## 治 癒 証 明 書

病 名 ( )

上記の疾患による感染のおそれがないと認めます。

令和 年 月 日

校 (園) 長 様

医療機関名

医 師 名

(注) ◎保護者の方へ

- 文書料は医療機関により異なる場合があります。詳しくは、受診される医療機関へお問い合わせください。
- 治療後、登校する際に本用紙を学校にご持参ください。

## 学校感染症と出席停止

- 感染症の場合、下記の表のとおり、学校保健安全法に基づいて登校を停止し、他のお子さんへの感染を防ぎます。この場合は欠席とはなりません。早期発見・早期治療が回復を早め、予防の効果を高めます。学校からの指導を参考にして、完全に治してから登校させてください。
- 登校の場合は、裏面の「証明書」を医療機関で書いてもらって提出してください。

学校において予防すべき感染症の一例

疾 病	期 間
インフルエンザ	発症後5日経過し、かつ解熱後2日経過するまで
百 日 咳	特有の咳消失、または5日間の抗菌薬療法終了まで
麻 し ん (はしか)	解熱後3日まで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺または舌下腺の腫脹の発現後5日経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風 し ん (三日はしか)	発しん消失まで
水 痘 (水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化する (かさぶたになる) まで
＊咽頭結膜熱 (ブル熱)	主要症状が消退した後2日まで
結 核	感染のおそれがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157など)	〃
＊流行性角結膜炎	〃
急性出血性結膜炎	〃
感染性胃腸炎	下痢・おう吐から回復し、全身状態が良好になるまで
マイコプラズマ肺炎	症状が改善し、全身状態が良好になるまで
溶連菌感染症	抗生素治療開始後24時間終了後全身状態が良好になるまで

- 注）1. \*印の病気の場合、ブル人浴については欠席の日から30日後より可とされていますが、主治医・校医と相談をして許可を得てください。（糞便からウイルス排出のおそれが消失するまで）
2. 所定の証明書は、豊島区医師会員が取り扱っています。その他の医療機関にかかる場合は、登校許可の証明書（様式自由）を書いてもらってください。
3. 文書料は医療機関により異なる場合があります。詳しくは、受診される医療機関へお問い合わせください。
4. 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間については、保健所の指導の下、個別に設定しています。